草加市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年３月

草加市教育委員会

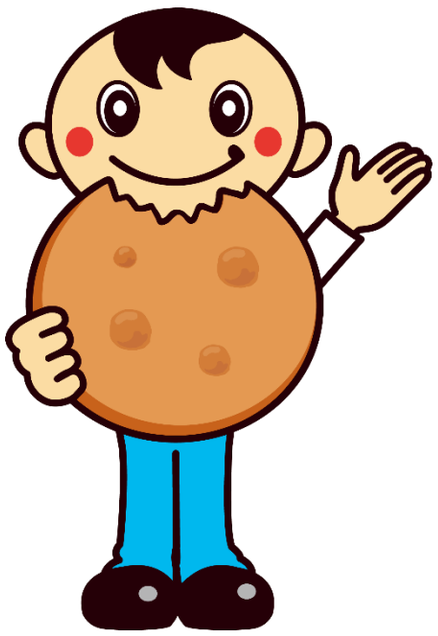

草加市のマスコットキャラクター
「パリポリくん」

目　　次

１　計画の趣旨・現状 ・・・

１　計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

○子どもたちの教育に直接携わる教育職員が心身共に健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで学校教育の質の維持向上を図ることは、草加市教育委員会が目指す「笑顔かがやく草加の教育」の実現と「自ら学び、心豊かに、たくましく生きる草加っ子」の育成のために必要不可欠である。

　そのため、草加市教育委員会では、学校教育の質の維持向上を目的とし、令和元年に「草加市立小中学校における働き方改革基本方針」を定め、これまでに３回改訂し、取り組みを進めてきた。

　そのような中、令和７年６月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、草加市教育委員会として、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定・公表することが定められた。そのため、これまで学校の働き方改革を進める中で見えてきた教育職員の働き方において大切にしたい視点である「働きやすさ」と「働きがい」を感じられる職場環境を実現するため、本計画を策定した。

１　計画の趣旨・現状

（２）本市の現状

○草加市では、令和元年６月に「草加市立小中学校における働き方改革基本方針」を、令和２年４月に「草加市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」をそれぞれ定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
○これまでの取組の結果、草加市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は次のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	年　間　平　均	月４５時間超の割合	月８０時間超の割合
小学校	月３３時間４４分	２８．６％	０．６％
中学校	月４３時間２６分	４５．０％	７．２％

○時間外在校等時間が８０時間を超える割合が小中学校ともに０％になっていない。
○中学校における月４５時間超の割合、月８０時間超の割合が依然高く、早急な手立てが必要な状況である。
○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき、本計画を策定するものである。

２　目標

〇本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

（１）時間外在校等時間に関する目標

・１か月当たりの時間外在校等時間が４５時間を超える教育職員の割合を０％にする。
・１年間時間外在校等時間を３６０時間以下にする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を平均１５日以上にする。【平均１３．７日】
・安全衛生の推進に関するアンケートにおける「仕事に対して充実感（満足感）を感じていますか」の肯定的な回答の割合を８０％以上にする。【６６％】

【　　】内は令和６年度の数値

３　計画の期間

令和８年度～令和１１年度

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◎本計画期間中に取り組む重点事項

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

【学校以外が担うべき業務】

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・教育委員会と関係機関で情報を共有し、各団体の取組等を整理する中で子どもの見守り活動の充実を図る。

◇学校徴収金の徴収・管理

・学校給食費の公会計化に向けて、草加市学校給食費公会計化検討委員会において、給食会計の公会計化を検討していく。

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◎本計画期間中に取り組む重点事項

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

【学校以外が担うべき業務】

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

・学校応援コーディネーター等に対して教育委員会が研修等を行い、活動への理解浸透を図る。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・保護者に対して、学校の電話対応時間や直接の面談対応時間について教育委員会が周知し、長時間の対応の軽減を図る。

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◎本計画期間中に取り組む重点事項

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

◇調査・統計等への回答

・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇部活動

・草加市中学校部活動の方針を徹底することで、活動時間の適正化を図っていく。
・各学校の部活動を精選していくとともに、段階的に部活動指導員の配置拡充を検討していく。
・休日の部活動の地域展開を進めるための活動の受け皿づくりを進めるとともに、地域活動の情報を提供していく。

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◎本計画期間中に取り組む重点事項

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

◇授業準備、学習評価や成績処理

・校務支援システムの活用を促進し、授業準備や学習評価等の事務処理に係る事務負担を軽減する。

・採点ソフト、協働学習アプリ、ＡＩドリル等の活用により、学習状況の把握や成績処理等における、デジタル技術の活用を促進する。

・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）の配置拡充を検討していく。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・不登校児童生徒等、配慮や支援を必要とする児童生徒への対応について、担任一人が抱え込まないよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内教育支援センター支援員等が積極的に関わっていく体制を構築する。

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（２）学校における措置の推進

〇学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
　特に、標準授業時数（小４以上は年間１０１５時間）を大幅に上回っている場合は、年間１０４４時間程度を目安に見直していく。

・小学校において教科担任制を推進する。

・１日の時程や週時程の見直し、当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間等の見直しなど様々な視点から、日課表の工夫を行う。

・会議の精選・見直しを進め、放課後の授業準備等に充てる時間を増やす工夫をする。

・デジタル技術の活用により、服務管理や職員間における情報共有をデジタル化し、業務の効率化を進める。

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

〇教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・１ヵ月時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
・１１時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
・ストレスチェックを継続して実施し、実施後の分析の結果等を活用して職場環境・勤務環境の改善を推進する。
・心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
・学校における定時退勤日を月２回以上設定するよう推進する。
・長期休業等の期間を中心とした学校閉庁日の拡充を検討していく。

５　関連する取組、今後のフォローアップについて

①時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、年休取得状況調査及び安全衛生の推進に関するアンケートを集計し、把握する。

②教育委員会において、各学校の在校等時間の状況を毎月確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

③各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

④保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

⑤取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。